

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月10日

【会社名】 新明和工業株式会社

【英訳名】 ShinMaywa Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 五十川 龍之

【本店の所在の場所】 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

【電話番号】 0798 56 5000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 財務部長 久米 俊 樹

【最寄りの連絡場所】 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

【電話番号】 0798 56 5000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 財務部長 久米 俊 樹

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 850,909,466円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社
法上の払込金額の総額)であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年2月10日に、四半期報告書（2020年3月期第3四半期（自2019年10月1日至2019年12月31日））を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2019年12月20日付で提出した有価証券届出書及び2020年1月31日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せて関連事項を訂正するとともに、添付書類のうち「2020年3月期第3四半期（2019年4月1日から2019年12月31日まで）の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

2020年3月期第3四半期（2019年4月1日から2019年12月31日まで）の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

（訂正前）

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）2019年6月21日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第96期第1四半期（自2019年4月1日 至2019年6月30日）2019年8月7日関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第96期第2四半期（自2019年7月1日 至2019年9月30日）2019年11月11日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年12月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年12月20日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年12月20日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 2019年6月21日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第96期第1四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 2019年8月7日関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第96期第2四半期(自2019年7月1日 至2019年9月30日) 2019年11月11日関東財務局長に提出

(3) 事業年度 第96期第3四半期(自2019年10月1日 至2019年12月31日) 2020年2月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。